

毒物劇物を取扱う皆様へ



埼玉県マスコット
「コバトン」

毒物

劇物



さいたま市 PRキャラクター
「つなが竜ヌゥ」

安全管理ガイド

安心・安全な生活を守るために
守ってほしいこと



さいたま市

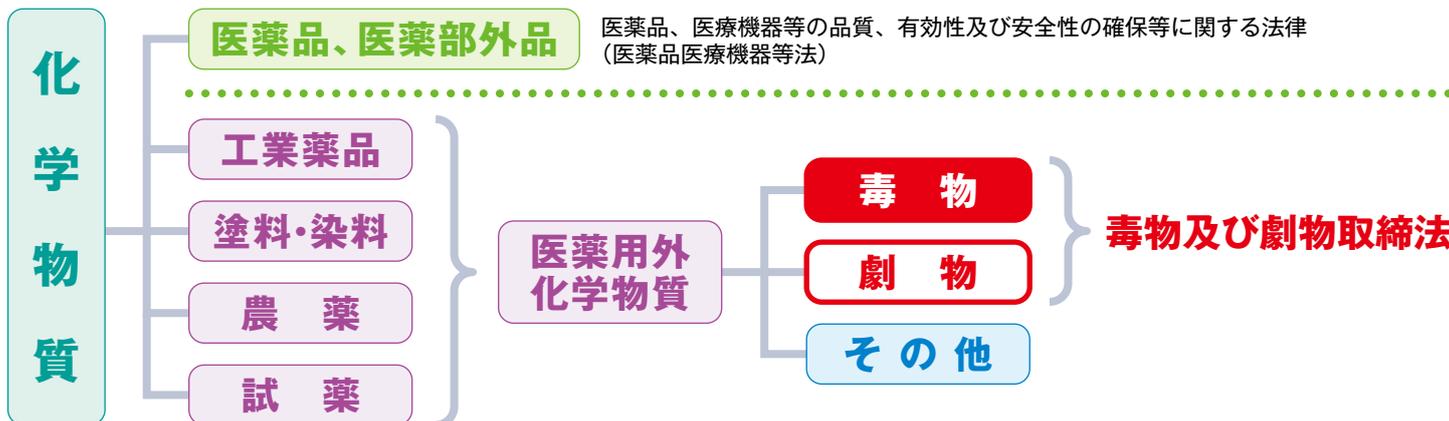
はじめに

私たちの身の回りには、さまざまな化学物質があります。

これらはその特徴を生かして、有用に活用されています。

しかし、「毒物及び劇物取締法」で規制を受けている毒物劇物は、取扱いを誤ったり、吸飲や接触によって、中毒になるなどの危険性をあわせもっています。

毒物劇物を取扱う際には、細心の注意を払い、盗難や漏えいなどの事件・事故を起こさないよう、厳重な管理が必要です。



実際にあった事件・事故

1. シアン化金カリウムの盗難事故

電気めっき業者が事業所の建屋内の毒物劇物保管庫に保管していたシアン化金カリウムを年末年始の休業中に盗まれた。



2. 水酸化カリウム運搬中の盗難

水酸化カリウムを運搬中、車に製品を搭載したままホテルの駐車場に駐車していたところ、車ごと盗まれた。

3. クロルピクリンの漏えい

農家が劇物であるクロルピクリンが混入していることを情報提供せずに廃棄物処理業者に渡してしまい、廃棄物処理業者がプレス処理をしたところ、クロルピクリンが漏えいした。



4. アンモニアの漏えい

冷凍設備の配管切り替え工事の際、配管を仮溶接の状態でその日の工程を終了した。翌日、その状態を知らない職員が配管のバルブを開いたため、冷媒のアンモニアガスが漏えいした。

5. 塩酸の誤飲

タイル洗浄に使用する塩酸を飲料用ペットボトルの空容器に入れ、自転車のかごの中に置いたまま、使用場所近くの歩道に自転車を止めておいたところ、通りがかった人がペットボトルを持ち去り、そのペットボトルを誤飲して、入院した。

どうしたら事件・事故をなくすことができるでしょう？

盗難・紛失防止のための保管管理5か条

一、毒物劇物は敷地境界線から離れたところに保管すべし

関係者以外が容易に手に取れるような保管場所では、盗難の危険性が高くなると同時に、毒物劇物の取扱いを知らない人に危害を与える可能性が高くなります。



二、毒物劇物の保管場所は目の行き届くところとすべし

毒物劇物の保管場所が人の目の届かないところにあると、不審者が侵入しやすく危険です。また、人の目があるところに保管することで、侵入者に対してプレッシャーを与え、盗難を未然に防ぐことができます。



三、毒物劇物を保管庫に保管する場合は施錠すべし

「ちょっとの時間だし…」「1日に何度も入るのに面倒だな」
よくわかりますが、その気持ちの緩みに付け込まれると、大変なことに…。



四、毒物劇物の保管庫の鍵の管理を徹底すべし

鍵の管理者を置き、鍵を使用する場合は、管理者の許可を得る又は帳簿に記録するなど、管理を徹底しましょう。

合鍵を作る場合は、必要最小限とし、本数の管理・確認を徹底的に行いましょう。



五、現在の毒物劇物の数を必ず把握すべし

毒物劇物管理帳簿を作成し、日常的に使用量や残量を確認することで、盗難・紛失を即座に把握することができます。



★毒物劇物基礎講座その1★

毒物劇物は容器や包装に法律に定められた表示がなされています。

毒物劇物の表示例

- ・「医薬用外」の文字
- ・毒物は赤地に白色で「**毒物**」
- ・劇物は白地に赤色で「**劇物**」

医薬用外劇物 水酸化ナトリウム

水酸化ナトリウム 35%
製造者：株式会社厚労化成工業
東京都千代田区霞が関1-2-2

漏えい・流出防止のためにやるべきこと

毒物劇物を取扱う施設では、その取扱うものが外部に漏えい・流出したりすることのないように、しっかり管理しましょう。

一、施設は取扱品目の性質を踏まえた構造とすべし

新たに取扱設備を設けるときは、その設備で取扱う品目の性質を踏まえた材質を用いたり、構造設備としましょう。

★対応例★

- ▶ 施設が腐食しないように、コンクリート製とする。
- ▶ 屋外に設置された貯蔵タンクの周りは、地下にしみ込まないようにコンクリートで覆ったり、防液堤を設置したりして、他のエリアに漏れることのないようにする。



二、応急措置用の器具・薬剤を準備すべし

万一の事故が発生したときのために、日ごろからの準備が大切です。器具が壊れていたり、薬剤が劣化したりしていないか、定期的を確認しておきましょう。

★対応例★

- ▶ 応急措置のために、保護具や中和剤・吸収剤を準備する。



それでも事故が起きてしまったら…

一、通報すべし

誰が通報するのか、決めておきましょう。

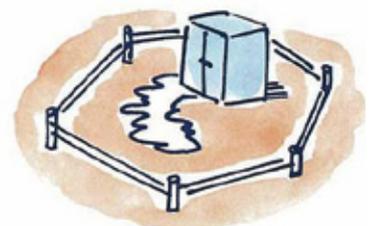
施設内に通報先(保健所、警察署又は消防署)の電話番号を一覧にして掲示しておけば、すぐに通報できます。



二、被害拡大を防止すべし

周辺にロープを張るなどして人の出入りを禁止したり、風下の人に知らせて退避させたりして、まずは周囲の人への健康被害を最小限に抑えましょう。

さらに、吸着マット、オイルフェンスなどを設置することで、毒物劇物が敷地外に漏れることを防止できます。



「毒物劇物危害防止規定」を策定すべし

毒物劇物による事件・事故を防止するため、また事件・事故が起こった時に危害の発生を最小限に食い止めるため、事業所ごとに「毒物劇物危害防止規定」を策定し、従業員にも周知しましょう。

また、定期的に見直しを行うことが重要です。

★「毒物劇物危害防止規定」の基本的な事項★

一、毒物劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関すること



二、毒物劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関すること



三、毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関すること



四、毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関すること



五、事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関すること



六、毒物劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関すること



七、その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならないこと



毒物劇物は範囲が広く、事業所によって取り扱っている毒物劇物の種類、取扱いの様子も多様であることから、危害防止の措置を一律に定めることができません。

各事業所の実情に応じた「危害防止規定」を作るべし

- 一、事業所において取り扱う毒物劇物の種類・量、取扱方法等に応じて、具体的で詳細な内容とすべし
- 二、規定だけで記載しきれない事項は、さらに細かい規則を作るべし

Q.毒物劇物には、どんなものがあるのかな？

A. 硫酸(バッテリー液)、水酸化ナトリウム(洗剤)など様々な用途を持つものが指定されています。



Q.毒物劇物って、誰でも買えるのかしら？

A. 18歳未満の人など購入できない人がいます。また、購入者の氏名及び住所を確認してからでないと、交付できないものもあります。販売店から、身分証明書の提示を求められた場合は、御協力をお願いします。



Q.塩酸を買いに行ったら、書類が必要と言われたんだけど

A. 購入者(譲受人)は、次の事項を記載し、捺印した書類を販売店に対して提出しなければいけません。

- ✓ 毒物又は劇物の名称及び数量
- ✓ 販売又は授与の年月日
- ✓ 購入者(譲受人)の氏名、職業と住所



Q.毒物劇物と毒薬劇薬って名前が似ているなあ

A. 毒薬と劇薬は医薬品医療機器等法に定める「医薬品」です。医薬品医療機器等法に定める「医薬品」、「医薬部外品」は毒物劇物には含まれません。

【毒物及び劇物取締法第2条】

- 1 この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
- 2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

毒物

Q &

Q.毒物劇物って農薬のことでしょ？

A. 農薬は農薬取締法に定められた用途を持ち、農林水産大臣の登録を取得した薬品です。農薬であっても、毒物劇物に指定されていないものもあります。

【医薬用外の化学物質】

毒物

農薬

劇物

Q.使わなくなった毒物劇物を隣の工場に売りたいんだけど

A. 毒物劇物販売業の登録がなければ、販売することはできません。また、販売のために陳列、運搬することもできません。



Q.バッテリー液の瓶に少し残った液体。そのまま捨てていいかな

A. 毒物劇物を廃棄するときには、「毒物劇物でないもの」にしてから廃棄をしなければいけません。また、さまざまな法令の基準に適合するようにしなければいけません。専門の廃棄物処理業者へ廃棄を依頼することもできますので、適切に処理してください。



Q.毒物劇物の保管場所にも表示が必要かな？

A. 毒物劇物の保管場所には、

- ✓ 「医薬用外」の文字
- ✓ 毒物の場合は「毒物」の文字
- ✓ 劇物の場合は「劇物」の文字

が必要です。

表示を行うことで、周囲の人に毒物劇物があることを知らせ、事故発生時には速やかに毒物劇物を持ち出してさらなる危害を防止したり、処置の際に毒物劇物を念頭に置いた対応ができます。



毒物劇物営業者(毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者)の譲渡手続きについて

1. 他の毒物劇物営業者に販売・授与する場合

- ・ 毒物劇物の名称及び数量
- ・ 販売・授与の年月日
- ・ 譲受人の氏名・職業・住所（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）

を書面に記載し、5年間保存しなければなりません。印は不要ですが、相手先の登録票の写しをもらう等、登録の有無を必ず確認してください。

2. 毒物劇物使用者に販売・授与する場合

上記の記載事項を記載し、印を押した書面の提出を受け、5年間保存しなければなりません。

《根拠法令等》

《毒物及び劇物取締法第十四条第二項に基づく毒物又は劇物譲受書の作成及び保存について》

法／第十四条【毒物又は劇物の譲渡手続】

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

- 一 毒物又は劇物の名称及び数量
 - 二 販売又は授与の年月日
 - 三 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 2 毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。
- 3 前項の毒物劇物営業者は、同項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該毒物劇物営業者は、当該書面の提出を受けたものとみなす。
- 4 毒物劇物営業者は、販売又は授与の日から五年間、第一項及び第二項の書面並びに前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を保存しなければならない。

法／第十五条【毒物又は劇物の交付の制限等】

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

- 一 十八歳未満の者
 - 二 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 2 毒物劇物営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第三条の四に規定する政令で定める物を交付してはならない。
- 3 毒物劇物営業者は、帳簿を備え、前項の確認をしたときは、厚生労働省令の定めるところにより、その確認に関する事項を記載しなければならない。
- 4 毒物劇物営業者は、前項の帳簿を、最終の記載をした日から五年間、保存しなければならない。

規則／第十二条の二【毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面】

法第十四条第二項の規定により作成する書面は、**譲受人が押印した書面**とする。

《毒物及び劇物の保管管理について》

法／第十一条【毒物又は劇物の取扱】

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがあるものの製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

法／第十二条【毒物又は劇物の表示】

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

- 2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。
 - 一 毒物又は劇物の名称
 - 二 毒物又は劇物の成分及びその含量
 - 三 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
 - 四 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項
- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

規則／第四条の四【製造所等の設備】

毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。
 - ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。
- 二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
 - ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
 - ハ 貯水池その他容器を用いしないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
 - ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。
 - ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。
- 三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- 四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

2 毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売業の店舗の設備の基準については、前項第二号から第四号までの規定を準用する。

○毒物及び劇物の保管管理について

(昭和五二年三月二六日) (業発第三一三号) (各都府県知事あて厚生省業務局長通知)

- 1 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第十一条第一項に定める措置として次の措置が講じられること。
 - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、**その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。**
 - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和五十年七月三十一日業発第六六八号業務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう指導されたいこと。
なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 3 法第二十二條第五項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行くとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

《譲受書の記録媒体について》

○毒物及び劇物取締法第十四条第二項に基づく毒物又は劇物譲受書の作成及び保存について

(昭和三二年七月二九日) (薬事第五四一号) (各都道府県衛生主管部長あて厚生省薬務局薬事課長通知)

標記については、昭和二十六年一月二十三日発薬第十五号をもつて、厚生事務次官から各都道府県知事あて通知をもつて、営業者に帳簿を備えしめるよう指導方の通知がなされたところであるが、今後はこれを別紙の如き形式の書面を綴つた形に統一することが望ましいと思われるので、関係各方面に御指導方煩わしい。

○ ○ 毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名 称	
	数 量	
販売又は授与の年月日		
譲受人 (法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地)	氏 名	印
	職 業	
	住 所	
備 考		

規則／第十二条の二の二【情報通信の技術を利用する方法】

法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて毒物劇物営業者の閲覧に供し、当該毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 (法第十四条第三項前段に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- 一 毒物劇物営業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

毒物及び劇物譲受書（参考例）

毒物又は劇物	名 称	水酸化ナトリウム	毒物及び劇物取締法第3条の4に規定する政令で定める物（亜塩素酸ナトリウム、塩素酸塩類、ナトリウム、ピクリン酸）の交付時における確認方法 ・身分証明書 ・運転免許証 ・健康保険被保険者証 ・その他氏名及び住所を確めるに足る資料 ()
	数 量	500g × 2本	
販売又は授与の年 月 日	令和3年12月1日		
譲 受 人 (法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地)	氏 名	株式会社さいたま商事 代表取締役 さいたま太郎 	
	職 業		
	住 所	さいたま市中央区 鈴谷7-5-12	
備 考	用途：中和剤として使用する		

- ・押印は譲受が個人の場合には個人の認印、法人が購入する場合は代表者印もしくは会社名称が入ったゴム印等に加え担当者（責任のある立場の人が望ましい）の職、氏名及び個人の認印としてください。サインは不可です。
- ・販売に際しては、個人の場合は身元の確認、法人では事業内容等の確認を行い、使用目的や使用量が適切かを確認し、慎重に対応します。塩素酸塩類等爆発性を有する劇物、亜ヒ酸等の毒物、パラコート等の毒物劇物たる農薬、シアン化ナトリウム等の無機シアン化合物、トルエン、トルエンを含有するシンナーについては、住所・氏名を身分証明書等で必ず確認し、併せて使用目的・使用日時を聞き、確認した事項は帳簿に記録して**5年間保存**します。
- ・毒物劇物を他の者に販売や授与する場合は販売業の登録が必要です。また、特定毒物を使用・所持するには許可が必要です。（毒物劇物営業者・特定毒物研究者、特定毒物使用者以外の方が所持することは禁止されています。）

※ 特定毒物に現在（R3.12.1現在）指定されているものは、毒物のうち次の10成分です。

- 1 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤（シュラーダン）
- 2 四アルキル鉛及びこれを含有する製剤
- 3 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤（パラチオン）
- 4 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤（メチルジメトン）
- 5 ジメチルー（ジエチルアミド-1-クロルクロトニル）-ホスフェイト及びこれを含有する製剤（ホスファミドン）
- 6 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤（メチルパラチオン）
- 7 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤（TEPP）
- 8 モノフルオール酢酸、モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
- 9 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 10 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

毒物劇物の小分け容器として、
ペットボトル、びんなど飲食物の容器は絶対に使わないでください。

ペットボトルはふたが閉まり、丈夫で汎用性のあるとても便利な容器です。
主にお茶などの飲料、漬物の素、食用油など食品の容器として使用されています。
便利だからといって、毒物劇物に該当する薬品を小分けし、使用している人はいませんか？

でも、ちょっと待って!!

飲食物の容器として使われるペットボトル、びんなどに毒物劇物を入れていて、
「お茶と間違えて飲んでしまった」、「流しに捨てたら、異臭がした」など、
環境だけでなく皆さんの健康を脅かす悲しい事故が発生しています。



★お問い合わせは最寄りの保健所まで★

令和3年4月1日現在

保健所名	電話番号	所在地	担当区域
埼玉県南部保健所	048-262-6111	333-0842 川口市前川1-11-1	蕨市、戸田市
埼玉県朝霞保健所	048-461-0468	351-0016 朝霞市青葉台1-10-5	朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、ふじみ野市、三芳町
埼玉県春日部保健所	048-737-2133	344-0038 春日部市大沼1-76	春日部市、松伏町
埼玉県草加保健所	048-925-1551	340-0035 草加市西町425-2	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
埼玉県鴻巣保健所	048-541-0249	365-0039 鴻巣市東4-5-10	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
埼玉県東松山保健所	0493-22-0280	355-0037 東松山市若松町2-6-45	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、ときがわ町、東秩父村
埼玉県坂戸保健所	049-283-7815	350-0212 坂戸市石井2327-1	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、 鳩山町
埼玉県狭山保健所	04-2941-6535	350-1324 狭山市稲荷山2-16-1	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
埼玉県加須保健所	0480-61-1216	347-0031 加須市南町5-15	行田市、加須市、羽生市
埼玉県幸手保健所	0480-42-1101	340-0115 幸手市中1-16-4	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、 杉戸町
埼玉県熊谷保健所	048-523-2811	360-0031 熊谷市末広3-9-1	熊谷市、深谷市、寄居町
埼玉県本庄保健所	0495-22-6481	367-0047 本庄市前原1-8-12	本庄市、美里町、神川町、上里町
埼玉県秩父保健所	0494-22-3824	368-0025 秩父市桜木町8-18	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
さいたま市保健所	048-840-2235	338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12	さいたま市
川越市保健所	049-227-5101	350-1104 川越市小ヶ谷817-1	川越市
越谷市保健所	048-973-7533	343-0023 越谷市東越谷10-31	越谷市
川口市保健所	048-423-6614	333-0842 川口市前川1-11-1	川口市

さいたま市保健所 環境薬事課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 電話 048-840-2235

このリーフレットは500部作成し、一部あたりの印刷経費は275円です。